

# 伊奈町いきいき長寿パスポート事業

この事業は、希望する65歳以上の高齢者に「伊奈町いきいき長寿パスポート」を交付し、本人が協賛店でパスポートを提示することにより、さまざまな特典が受けられるものです。

☒ 町内に住民登録がある65歳以上の方

**パスポート取得方法**▶ 窓口に来る方の身分証をご持参のうえ、いきいき長寿課窓口で申請書をご記入ください。その場で交付します。  
※別世帯の方が申請に来る場合は、委任状をご持参ください。

**パスポート利用方法**▶ 協賛店でいきいき長寿パスポートを提示すると、特典が受けられます。事前に協賛店の特典内容をご確認のうえ、ご利用ください。

**協賛店および特典内容**▶ 「伊奈町いきいき長寿パスポート協賛店一覧マップ」または町ホームページをご覧ください。マップは、いきいき長寿課窓口やゆめくる出張所・けんかつ出張所で配布しています。特典は、協賛店のご厚意により提供されています。バラ園（町制施行記念公園）で当パスポートを提示いただくと、有料期間中、無料で入場できます。



▲町ホームページ



## ▼伊奈町いきいき長寿パスポート



裏

氏名	TEL
生年月日	明治 年 月 日 血液型 型 + -
住所	伊奈町
かかりつけ医	TEL
緊急連絡先	TEL
氏名	TEL
氏名	TEL

※裏面は、氏名・住所・生年月日のほか、血液型や緊急連絡先などをご記入いただけます。

## ▼協賛店はこのステッカーが目印です



## 協賛店募集中

特典やサービスを提供いただける協賛店を、随時募集しています。特典内容は協賛店のご厚意により自由に決めていただき、高齢者が足を運ぶきっかけとして可能な範囲でご協力をお願いします。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



☎ いきいき長寿課 ☎ 2125

## 3月定例議会

令和5年3月定例議会は、2月24日に開会し、令和5年度一般会計予算を含む町長提出の議案等27件を原案どおり可決し、3月17日に閉会しました。

### 主な町長提出議案

- 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて＝人権擁護委員の内村ひろえ氏の任期が令和5年9月30日で満了となるため、引き続き同氏を推薦する案を提出し、適任とされました。
- 伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の選任について＝伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の三日尻憲一氏、濱野稔氏、中村仁氏の任期が令和5年3月31日で満了となるため、後任に三日尻憲一氏（再任）、大塚哲章氏、波多野

修一氏を選任する案を提出し、同意されました。

- 伊奈町犯罪被害者等支援条例＝犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とした条例を整備するものです。
- 伊奈町国民健康保険条例の一部を改正する条例＝健康保険法施行令が改正されたことに伴い、出産育児一時金を増額するなど、規定を改正するものです。
- 伊奈消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例＝上尾市に消防事務を委託することに伴い、消防団の名称を「伊奈町消防団」に改めるなど、町の関係条例を改正するものです。
- 町道路線の認定について＝小室字津地2318番51地先から小室字津地2320番29地先まで及び小室字津地2522番3地先から小室字津地2522番2地先までを新たに町道として認定するものです。

# 国民健康保険税・国民健康保険の一部負担金の減免等

☎ 保険医療課 2173

町の国民健康保険では、加入者の失業、疾病などにより収入が著しく減少し、利用しうる資産や能力の活用、または親族からの支援の要請などを行ったにもかかわらず、国民健康保険税の納付や国民健康保険の一部負担金（医療機関などでの自己負担額）の支払いが難しい場合などに、申請していただくことで、国民健康保険税や国民健康保険の一部負担金の減免を受けられる場合があります。

なお、減免などを受けるには申請が必要です。必要な書類や手続きは、保険医療課にお問い合わせください。

☒ 世帯の3か月間の実平均収入金額とその世帯の基準生活費※とを比較して、その世帯の3か月間の実平均収入金額が、その世帯の基準生活費の一定割合（表1、表2）以下の世帯で、その世帯の預貯金の額が基準生活費の3か月分以下の場合に減免などを受けることができます。

※基準生活費とは、生活保護法に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助の金額を合計したものです。

## ○国民健康保険税の減免（表1）

生活困窮の場合の基準	
実収入金額の3か月間の平均金額	減免の割合
基準生活費の100分の105以下	100%
基準生活費の100分の105を超え100分の110以下	70%
基準生活費の100分の110を超え100分の120以下	50%
基準生活費の100分の120を超え100分の130以下	30%

## ○国民健康保険の一部負担金の減免等（表2）

実収入金額の3か月間の平均金額	減免等の区分
基準生活費の100分の105以下	一部負担金の免除
基準生活費の100分の105を超え100分の120以下	一部負担金の徴収猶予

## ○このほか火災、床上浸水などの災害により資産に重大な損害を受けた場合、国民健康保険税の減免を受けることができます。

災害の場合の基準	
災害の程度	減免の割合
住居の全焼・全壊	100%
住居の半焼・半壊	70%
床上浸水	50%

# 令和5年度からの国民健康保険税

☎ 保険医療課 2173

## 課税限度額が変更になります

町では、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、令和5年度から国民健康保険税の課税限度額を次のとおり改定します。

平成30年度からの国民健康保険の都道府県化に伴い、埼玉県国民健康保険運営方針（第二期）でも保険税水準の統一について定めており、伊奈町でもこの方針に従って計画的に保険税率等の改正を進めていく必要があります。（『広報いな』令和5年1月号参照）

ご加入の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

## 課税限度額

	令和4年度		令和5年度
医療保険分	63万円	→	65万円（2万円増）
後期高齢者支援分	19万円	→	22万円（3万円増）
介護保険分（40～64歳が対象）	17万円		（変更なし）